破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６号
北海道登別市鷲別町３丁目36番地６　レオパレスＨＯＴハウス登別205（住民票上の住所）
債務者　高橋　美帆
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
函館市柏木町16番72号
債務者　坂本餘年子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
函館市中道１丁目22番５号　コーポなかの301
債務者　木曽江利香
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
函館市柳町４番４号
債務者　坂本　幸美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４５０３号
大阪府八尾市老原３丁目62番地の１　レオネクストさちＣ206号
債務者　南　　和明
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２３号
大阪府枚方市長尾元町１丁目22番19号
債務者　小松　一彦
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８１号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪府吹田市岸部北５丁目２番30号
債務者　岡　　輝幸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１１号
大阪府門真市下馬伏町29番３―201号
債務者　宇野　淳一（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９８号
住民票上の住所大阪府高槻市春日町12番24号
債務者　若林　美香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６０１号
大阪市平野区長吉長原３丁目13番４号
債務者　前地　千晶
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７号
大阪市淀川区十三東３丁目７番12―211号、申立時の住所大阪市淀川区木川西２丁目23番１号
債務者　緑　　昭一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２号
島根県大田市朝山町朝倉1367番地
債務者　嶋林　良信
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２４０号
千葉県成田市西三里塚１番地1329
債務者　髙橋れい子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５３号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６番12棟203号、住民票上の住所千葉県印旛郡栄町安食台４丁目28番５号
債務者　福田　俊憲
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５４号
千葉県八街市富山1314番地3233
債務者　髙橋　浩一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６３号
千葉県富里市根木名725番地６　メゾンあきば101
債務者　小川恵理香
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６７号
千葉県成田市滑川1068番地１
債務者　鈴木　良一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６６号
岡山県倉敷市稲荷町５番51号
債務者　小野東洋志
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係